

財務省告示第八十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十七年二月二十一日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十七年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二														
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	発行	払込金額	最低額面金	額	振替単位														
利付国庫債券（二年）（第二百二	十九回）	財政融資資金特別会計法（昭和	二十六年法律第一百一号）第十一	條第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法	律第九十七号）第二十四條第三	項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け	額面金額で一兆五千六百九十八	億円	一兆五千六百九十九億五千六百	九十八万円	五万円	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十七年二月二十一日	額面金額百円につき百円一銭	年〇・一パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額

の  
払  
込  
み

に  
加  
え  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
第  
十  
八  
号  
に  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
払  
い  
込  
む  
も  
の  
と  
す  
る  
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

十  
三

初  
期  
利  
子

平  
成  
十  
七  
年  
八  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
支  
払  
う  
。  
た  
だ  
し  
、  
支  
払  
期  
が  
銀  
行  
休  
業  
日  
に  
当  
た  
る  
と  
き  
は  
、  
そ  
の  
翌  
営  
業  
日  
に  
支  
払  
う  
。  
以  
下  
、  
次  
号  
及  
び  
第  
十  
五  
号  
に  
お  
い  
て  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
つ  
い  
て  
同  
じ  
。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十  
四

第  
二  
期  
利  
子  
以  
後

毎  
年  
二  
月  
二  
十  
日  
及  
び  
八  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し  
、  
各  
支  
払  
期  
に  
お  
い  
て  
、  
そ  
の  
日  
以  
前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
る

十  
五

償  
還  
期  
限

平  
成  
十  
九  
年  
二  
月  
二  
十  
日

十  
六

償  
還  
金  
額

日  
本  
銀  
行  
額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
百  
円

十  
七

払  
込  
場  
所

平  
成  
十  
七  
年  
二  
月  
二  
十  
一  
日

十  
八

払  
込  
期  
日